

深川市立病院情報システム

プロポーザル実施要領

令和8年10月

深川市立病院

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

1. 調達の目的

深川市立病院（以下「当院」という。）において現在稼働中の病院情報システムは、令和2年2月の稼働以来7年が経過しようとしている。

現システムは、医療改定等によるシステム対応の限界、またハードウェアの保守対応が出来なくなること等により、現有システムのほぼ全体を更新し、令和8年度中に稼働を開始する予定である。

2. プロポーザルに付す事項

(1) 件 名

深川市立病院情報システム導入 一式（搬入、据付、調整、操作訓練等を含む）

(2) 要 件

「深川市立病院情報システム提案書等作成要領」のとおりとする。（以下「作成要領」という。）

(3) 期 間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 導入場所

北海道深川市6条6番1号

深川市立病院内

(5) 担当部課

深川市立病院 事務部管理課総務医事係（担当：村田、藤江）

電話（0164）22-1101 FAX（0164）22-2689

3. 参加申込資格

プロポーザルの参加資格は、令和8年4月1日現在において、下記条件を満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの。
- (2) 道内の、医療法第7条第2項第5項に規定する一般病床数191床以上の病院において類似システムを納入した実績があること。
- (3) 道内に本店、支店または営業所を有すること。
- (4) 公告の日現在において、深川市競争入札参加資格関係事務処理要綱（昭和54年深川市訓令第12号）第8条の規定による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (5) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税（法人税、法人事業税）を滞納していない者であること。（納期限が到来しているものに限る。）
- (6) 深川市に納税義務がある場合で、市税を滞納していない者であること。（納期限が到来しているものに限る。）
- (7) 会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。

4. 提出書類等

プロポーザルへの参加を希望するものは下記書類を必要に応じて作成し、提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 委任状（様式第3号）
- ③ 辞退届（様式第5号）
- ④ 企画提案書
- ⑤ 提案書概要版
- ⑥ 技術仕様回答書
- ⑦ 提案見積
- ⑧ 附属資料

(2) 提出期限

参加申込みについては、令和8年10月13日（火）の午後5時までに必着のこと。

企画提案書、提案書概要版、提案見積、附属資料については、令和8年10月23日（金）の午後5時までに必着のこと。

(3) 提出先

2.（5）に同じ。

(4) 企画提案書の記載内容

企画提案書の記載内容については、「作成要領」に基づくこととする。

(5) 提出部数

企画提案書及び提案書概要版を20部、その他のものは正本1部、副本1部（コピー可）、提出すること。

また、デジタルデータも提出すること。

(6) 提出方法

提出先に提出期限までに持参すること。ただし、参加申込書類は郵送（郵便書留に限る）を認める。

(7) その他

- ① 提案書等の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。
- ② 提出された書類は返却しないものとする。
- ③ 提出された書類は深川市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- ④ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- ⑤ 本プロポーザルは当院が提示する「作成要領」を基に、提案を求めるものであるが、仕様内容は当院と選定された者との協議により確定するものとし、選定された者の提案内容に拘束されないものとする。

5. 質問及び回答

プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問書（様式第2号）」を作成し提出すること。

口頭による質問は受け付けない。

(1) 提出期間

令和8年10月7日（水）資料交付後から、令和8年10月13日（火）まで（深川市の休

日を定める条例（平成3年条例第1号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日、午前10時～午後0時及び午後1時～午後4時の間に、提出するものとする。

(2) 提出先

2.(5)に同じ。

(3) 提出方法

提出先に持参若しくは、郵送又は電子メールとする。郵送及び電子メールの場合は提出期限までに必着とし、必ず電話にて提出先に着信の確認を行うこととする。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年10月14日（水）までに参加業者全員に対して通知する。

回答内容は、本実施要領及び作成要領に記載している内容の追加事項又は修正事項とみなす。

6. 選定方法

当院にとって最適な提案を選定するため、提出された企画提案書の内容を公平かつ客観的に評価し、また提案内容、提案見積を総合的に評価し、提案者の中から評価が最も高かった者を優先交渉権者とする。

(1) 選定委員会

提出された企画提案書を公正に評価するため、病院情報システム導入業者選定委員会を設置する。

選定委員会は、医局3名（情報システム更新検討委員会委員長他）、看護部5名、診療技術部5名、事務部2名の15名の委員で構成する。

(2) 評価事項

① 提案内容の評価

提出のあった企画提案書の提案事項の評価を行う。

② 見積金額の評価

提出のあった提案見積書の金額の評価を行う。

(3) 提案説明会

評価の過程において、企画提案書の記載内容等について補足説明を受けるため、提案書概要版に基づき、企画提案書の要点についての提案説明会及びヒアリングを行う。

提案説明会の日程、場所については別途通知する。

(4) 結果の通知

審査結果は、説明会終了後1週間以内に提案者全員に書面で通知する。